

令和 9 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(府民文化関連)

令和 8 年 7 月

大 阪 府

令和9年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (府民文化関連)

日頃から、大阪府府民文化行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2025年大阪・関西万博には国内外から約2,900万人が来場され、世界に向けて大阪の魅力を発信することができました。

万博開催によるレガシーを最大限に活用し、さらなる誘客促進を図るとともに、交流拡大につなげることで、持続可能な魅力あふれる「国際エンターテインメント都市」の実現、さらには東京と並ぶ二極の一極として日本の成長に貢献する副首都・大阪の実現に向け取組を推進することが必要です。

また、誰もが暮らしやすい大阪を実現するためには、インターネット上の人権侵害への対処のほか、困難や課題を抱える女性への相談・支援や、ますます増加する在住外国人の受入環境整備、デジタル化の急速な進展等により多様なリスクに晒されている消費者等への対応の強化にも取り組まなくてはなりません。

さらに、行政手続きのデジタル化の一環として導入された、旅券の電子申請サービスが、府民にとってより利便性の高いサービスとなるよう改善を図っていく必要があります。

これらの施策の推進にあたっては、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、必要な措置と財源を確保していただくことが重要です。

令和9年度の国家予算編成に当たりましては、本府の府民文化分野における課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

大阪府知事

吉村 洋文

1	万博のレガシーを活かした大阪の成長・発展に向けた取組の推進 【内閣官房、内閣府、スポーツ庁、文化庁、経済産業省、観光庁】 . . .	1
	(1) 新たな都市魅力の創出のための支援について	
	(2) 文化芸術活動の活性化や文化芸術の魅力発信に向けた支援について	
	(3) スポーツ関連予算の確保及び補助金の創設等について	
	(4) 「持続可能な観光」の実現に向けた支援について	
2	インターネット上の人権侵害への対処【総務省、法務省】	3
3	女性のための相談・支援体制の充実、強化【内閣府】	3
4	外国人受入環境整備のための支援【法務省】	4
5	安全・安心な消費生活の実現【消費者庁】	5
	(1) 交付金制度の柔軟な運用等について	
	(2) 消費者被害の未然防止・拡大防止の対策強化について	
6	旅券発給業務にかかる制度・システムの改善等 【デジタル庁、法務省、外務省】	6

※要望文中の下線部については、「令和9年度要望 国の施策並びに予算に関する
最重点提案・要望（令和8年6月）」においても記載している内容です。

1 万博のレガシーを活かした大阪の成長・発展に向けた取組の推進

万博の開催によって世界からの大阪への注目度が高まった、この機会を逃すことなく、大阪の強みである、食、歴史、文化芸術、スポーツなどの多彩な観光資源を、国内外へ広く発信し、大阪へのさらなる誘客を図るとともに、国際都市にふさわしい「おもてなし力」や受入環境の充実により、大阪の持続的な成長・発展につなげられるよう、以下のとおり要望する。

(1) 新たな都市魅力の創出のための支援について

観光立国の実現に向けた政策が推進されている中、大阪府では、万博によって高まった世界からの注目度や都市の勢いを「万博レガシー」としてつなげ、訪れる人々を惹きつけ、ワクワクするような魅力ある国際観光拠点の実現に向けて「大阪都市魅力創造戦略 2030」を策定した。

この戦略をもとに、大阪の都市魅力向上と、国内外からの更なる誘客に向け、MICE 誘致や水都大阪の実現に向けた取組、エッジの効いたナイトコンテンツ、大規模エンターテインメントなどの「新たなコンテンツの創出」を図るとともに、特に成長分野である「e スポーツ」や「食」分野における地域ブランディング推進に取り組んでいるところ。これらの取組に対し、自治体や民間事業者等に対する新たな補助制度を創設するなど財政支援等を行うこと。

あわせて、周年事業や記念事業をはじめとするアフター万博イベント等を、将来世代が体験できるよう継続的に実施すること。

(2) 文化芸術活動の活性化や文化芸術の魅力発信に向けた支援について

大阪の文化芸術活動の持続的な発展のためには、これまで培ってきた文化振興の取組を継承・発展させ、大阪が誇る文化芸術の活性化や魅力発信、アーティスト等の活躍機会の拡充や新たな創造の促進、地域の文化資源の磨き上げをさらに推進する必要がある。

また、文化芸術の創り手と受け手をつなぐアートマネジメント人材の育成を通じ、文化芸術の発展を支える基盤を強化することが求められる。

このため、文化庁として、自治体が実施する文化振興の取組への補助事業を通じた継続的な支援を行うとともに、「日本博」を含む国の支援を拡充し、自治体が活用しやすい制度とするなど、十分な財源措置を講じること。

(3) スポーツ関連予算の確保及び補助金の創設等について

スポーツは、心身の健康増進に加え、人々の心を動かす力や楽しさを有し、ウェルビーイングの向上に寄与するものであり、スポーツの魅力に触れ、楽しむことのできる多様な機会を創出することが重要である。また、国内外の観光需要を取り込み、万博後の大阪のさらなる成長・発展につなげるためには、国際大会を

はじめとした大規模スポーツ大会等の開催など、スポーツが持つ魅力を活かした取組が必要不可欠である。

大阪府では、在阪スポーツチーム・関係団体を構成員とする「大阪スポーツコミッション」を活かし、生涯スポーツの振興や、スポーツツーリズムの推進に取り組んでいるところであるが、こうした取組を一層推進し、国内外からの誘客促進や府民のスポーツ参画機会の拡大を図るためには、安定的かつ継続的な財源が必要である。

そこで、多様なスポーツ資源を活かしたスポーツツーリズムの推進やスポーツ振興施策の更なる推進に向け、自治体に対する補助制度の拡充や新規創設など、必要な財源措置を講じること。

また、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西大会等を契機に、生涯スポーツへの関心や熱意を一層高め、国と地方、民間等の様々な主体が連携・協力し、スポーツ関連施策を推進していくことができるよう、安定的なスポーツ関連予算の確保及び拡充を図ること。

(4) 「持続可能な観光」の実現に向けた支援について

府内の一部の観光地において、インバウンドをはじめとする旅行者の増加に伴い、ごみの投棄やトイレ不足といった事案の深刻化が懸念されていることから、大阪府では、宿泊税を活用するなどして、未然防止や抑制に向けた対策を講じているところ。

しかし、こうした問題は旅行者が集中する全国の観光地で発生していることから、今後、我が国が目標としている「観光立国」を実現するためにも、国が主体となり、外国人旅行者の増加に伴い発生する課題に対し、国際観光旅客税等の財源を活用し、全国規模の総合的対策を行うなど、観光客の受入れと住民生活の質の確保の両立に向けた施策を講じること。

2 インターネット上の人権侵害への対処

インターネット上には、人の心を深く傷つけ命に関わるほどの深刻な誹謗中傷やプライバシー侵害情報、ヘイトスピーチのような集団に対する差別的言動、特定の地域が同和地区である、又はあったとする情報など、人権上、極めて悪質な情報が発信され、大きな社会問題となっている。

このような状況の中、国においては情報流通プラットフォーム対処法の整備等を進めており、被害者の早期救済や発信者に対する抑止が進むと期待されるが、プラットフォーム事業者等による削除をより進めるには、さらに強力な取組が必要と考える。

そこで、インターネット上の人権侵害情報の早期削除につながるよう、プラットフォーム事業者等が人権擁護機関からの削除要請に応じた場合に賠償責任を免責する旨を法に規定すること。

また、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングが実施できるよう制度整備を行うとともに、インターネット上の人権侵害をはじめとする様々な人権侵害に対して迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を設置すること。

3 女性のための相談・支援体制の充実、強化

雇用や所得など経済的な不安定さに加え、配偶者等からの暴力などの諸課題については、特に女性において深刻な問題となっており、困難や課題を抱える女性に寄り添った支援の充実・強化が求められている。

このような状況を受け、国においては、「地域女性活躍推進交付金」を用いて、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、相談支援等に取り組まれているところ。

大阪府においても、困難・課題を抱える女性に対し、事前予約なしで利用できる相談室の設置をはじめ、同じ悩みを抱える人同士の交流の場づくりや民間企業等と連携した生活用品等の提供等に取り組むとともに、SNSを活用した相談等を実施してきた。また、令和5年度から、より多くの困難や課題を抱える女性をこのような支援につなげるため、府内市町村と連携した取組を進めているところ。

こうした困難や課題を抱える女性に対する支援をより一層充実させていくため、自治体に取り組む相談・支援体制の機能充実・強化等に対し、財源措置を拡充すること。

4 外国人受入環境整備のための支援

近年の在住外国人の増加に伴い、相談内容も多様化かつ複雑化する中、広域自治体の国際化協会にあっては、高度な相談への対応や人材育成により、地域における外国人相談対応力向上の役割が求められている。地方公共団体の相談窓口の設置・運営にあたっては外国人受入環境整備交付金が措置されているところであるが、相談対応ニーズが全国的に高まる一方で、相談窓口の運営に係る交付金予算は拡充されておらず、本府への交付額は3年連続で減額となった。これにより、外国人の安全・安心の確保のために国際化協会が運営する外国人相談対応に係る体制を、さらに縮小して対応せざるを得ない状況に陥っている。

ついては、多様化する外国人のニーズに応え、外国人相談窓口の安定した運営を確保するため、国において十分な財源措置を講じること。

5 安全・安心な消費生活の実現

デジタル化の急速な進展や成年年齢の引き下げなどにより、消費者被害が多様化する中、大阪府では、各世代に応じた消費者教育の推進だけではなく、悪質商法に対する各種啓発等について、府内市町村と連携して取り組んでいるところ。

消費者を取り巻く状況の変化により生じる新たな事象や課題に対応し、府民生活のさらなる安全・安心を確保するため、以下のとおり要望する。

(1) 交付金制度の柔軟な運用等について

地方消費者行政強化交付金（以下「交付金」という。）制度については、各自治体の要望等を踏まえ、令和8年度に適用期間の延長が行われたところ。

しかしながら、交付金による一部の事業において、適用期間の制限や制度を継続して活用する場合に補助率が低減される仕組み（自立化係数）が設けられるなどの制約があり、消費者教育・啓発事業の継続的な実施や、府内市町村の消費生活相談員に係る人件費の確保等が困難となることが懸念される。

また、その他の事業においても、補助率の低さや、消費者行政にかかる予算規模の維持が要件化されるなど、自治体によっては、これを満たすことが困難な場合があり、結果として、今後事業の実施を断念せざるを得ないことも想定される。

については、地方における消費者行政機能の強化を着実に進めるため、交付金制度について、適用期間のさらなる延長や要件緩和、補助率の引き上げ等の改善を求める。

また、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の運用にかかるセキュリティ対策などの経常的な経費が自治体負担となっていることから、当該経費について交付金の対象とすること。

なお、上記の制度改正の実現に当たっては、必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 消費者被害の未然防止・拡大防止の対策強化について

府内の消費生活相談窓口には、依然として消費者被害やトラブルに関する相談が数多く寄せられており、悪質商法の手口も多様化・巧妙化する傾向にある。

こうした消費者被害やトラブルの未然防止を図るため、事業者に来訪を要請した訪問販売のうち、特定商取引に関する法律（以下、「特商法」という。）第26条の適用除外の規定に該当しないと解される行為については、契約申込みの撤回など特商法が適用となることが明確になるよう、法令化するなど対策を講じること。

また、通信販売の定期購入におけるトラブルを解消するため、令和3年に特商法が改正されたが、依然として相談件数が減少していないことから、さらに広告表示等に関する対策強化を図るとともに、例えば、初回に比べて2回目以降の商品代金が高額になるような定期購入契約を締結した場合には、契約途中で返品や解約ができるようにするなど、法令化を含めた必要な措置を講じること。

さらに、消費者トラブルの事例が多い継続的役務については、新たに特商法第41条に規定する特定継続的役務提供の対象とするなど、対策の強化に取り組むこと。

6 旅券発給業務にかかる制度・システムの改善等

旅券発給業務においては、令和5年3月に電子申請サービスが導入され、また、令和7年3月には外務省領事システムと戸籍情報システムとの連携などが導入されたところであり、この間、国は様々なシステム改修等を随時実施してきた。

しかしながら、要件を満たさない申請や重複申請を受け付けてしまうなどの課題については根本的な解消には至っておらず、いまだ電子申請の約4割が補正を要しているほか、システム間の連携にかかる処理の遅延などが発生し旅券事務所の業務効率に影響を及ぼしている。

電子申請は、本来、窓口申請と同等以下の事務量で処理されてこそ費用対効果が得られ、導入する意義も生まれる。今後、さらなる電子申請件数の増加に対応できるよう、制度・システムの改善をはじめとする必要な措置を国において継続的に行うこと。